

# 健康 安心 みんなの国保

Vol.7

平成20年度から始まる特定健診（特定健康診査）・特定保健指導は、皆さんの健康を守るために大切なものです。ぜひ受診してください。今回は、特定健診の受診方法等についてわかりやすく具体的にお知らせします。

## もうすぐ「特定健康診査受診券」が届きます

国民健康保険に加入している特定健診対象者に、保険年金課より5月上旬頃に受診券を送付します。受診券の記載内容を必ず確認してください（3月号でお知らせした受診券の形式、内容等が変更になりました）。また、受診券とともに特定健診・生活機能評価検査の案内を同封します。

対象者とは、平成20年度中（平成20年4月1日から平成21年3月31日）に40～74歳に達する人です。但し、次の方は特定健診の対象者とはなりません。受診券が送付された場合には保険年金課までご返却ください。

- 1 妊娠している方
- 2 病院または診療所に長期入院・入所している方（6か月以上）
- 3 施設に入所または入居している方（障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設等）
- 4 海外に在住している方

**特定健康診査受診券**

平成21年3月31日 発行

国民健康保険番号		XXXXXXXXXX	
氏名		（姓をカタカナ表記）	
性別		男	
生年月日		（西暦を表記）	
有効期間			
平成21年3月31日			

健診項目	実施形態	健診項目		保険者負担率
		無料	有料	
特定健診	基本項目	無料		
	追加項目	無料		
	生活機能評価検査	無料		
生活機能評価検査	生活機能評価検査	無料		
	生活機能評価検査	無料		
	生活機能評価検査	無料		
人間ドック	人間ドック	無料		
	人間ドック	無料		

※詳細は記載事項の請求により詳細の判断が実施

住所			
電話番号			
郵便番号			
氏名			

知照センターの電話番号	
支庁庁舎電話番号	
支庁庁舎住所	

**(D) 特定健康診査受診券**

特定健康診査受診券上の注意事項

- ※ 受診券の交付を受けたときは、すでに上記の住所に変更がある場合は、ご自身の住所を記載してください。
- ※ 特定健康診査受診券が送付されたときは、生活機能評価検査の手続きを要しなくても、どちらか一方だけで受診できます。
- ※ 特定健康診査受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
- ※ 特定健康診査受診券発行は、国民健康保険に加入していることと、保険者等において居住し、必要に応じて、保険料滞りなく支払っていること、に基づいて、ご受診いただけます。また、この券に記載する最終住所、その届出住所（ドック）種別については同様です。
- ※ 健診結果のデータファイルは、送付代行機関で管理されることとなります。同一の保険者番号として取り扱われ、自動的に削除されますので、ご受診の上、ご返却ください。
- ※ 健康保険の資格が失効した場合は、この券を継続しての受診はできません。おまかせはこの旨を保険者等にお知らせください。
- ※ 本券にこの券を転売した場合は、罰法により罰金等として懲罰の対象となる場合があります。
- ※ この券の記載事項に変更があった場合には、すでに保険者等に申し込んでお返しください。

○記載事項に間違いや変更があったとき及び紛失・破損等により、再交付を希望する場合は、保険年金課（国分寺庁舎 ☎40-5558）に届け出てください。